

Q30 日本の知的障害者福祉の特徴は？

大きな特徴が3つあります。

1点目は、親・兄弟といった家族と暮らす割合が高いということです。障害者福祉の立ち遅れの下で、民法877条の親族扶養義務規定が、70歳代、80歳代の老親にも介護を含む扶養を強いています。

2点目は、グループホームが非常に少ないことです。スウェーデン、カナダの10%以下です。

3点目は、2点目の裏返しですが、入所施設が多いことです。

入所施設からグループホーム等の地域移行は、欧米諸国の必然的方向性です。その代表的な例を挙げれば、スウェーデンでは、入所型施設の解体に関する法律が数年前に成立し、現在、殆どの入所型施設の解体が完了しています。

このような方向性が指向されるのは、特定の人たちを裁判等の手続きを経ずに、一般的市民生活から隔離・分断することは、病院の入院のように本人の自由意思でない限り、人権侵害や不法行為とみなされるからです。最近、ハンセン病で、強制隔離政策の違法性が司法の場で確認されましたが、知的障害者に関する施設入所型福祉のあり方そのものの違法性を問題とすべきであると指摘する見解もあります。